後期高齢者医療制度のお知らせ　～令和５年度の保険料のお支払い～

■令和５年度保険料について（７月に個別にお知らせします）

《保険料の計算方法》

均等割
【１人当たり保険料】
51,892円

＋

所得割
【本人の所得に応じた額】
（令和４年中の所得－最大43万円）
×10.98%

－

１年間の保険料
【限度額66万円】
（100円未満切捨）

●１年間の保険料の上限額は６６万円です。
●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
※前年の所得金額により、４３万円の控除額が異なる場合があります。

◆保険料の軽減

①均等割の軽減（年額）

● 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
● 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
● 昭和３３年１月１日以前に生まれた方の公的年金等にかかる所得については、さらに１５万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 （世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額）	均等割の軽減割合 令和５年度
４３万円＋(５３万５千円×世帯の被保険者数)＋１０万円×(給与所得者等の数－１)	２割
４３万円＋(２９万円×世帯の被保険者数)＋１０万円×(給与所得者等の数－１)	５割
４３万円＋１０万円×(給与所得者等の数－１)	７割

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。
・給与等の収入金額が５５万円を超える方
・公的年金の収入金額が６０万円（６５歳未満）、１２５万円（６５歳以上）を超える方

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

● この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から２年を経過していない期間のみ均等割が５割軽減となります。
※ 被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

◆保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、住民課戸籍保険グループへご相談ください。
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

◆保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出によって「口座振替」も可能)
ただし、次の⑴～⑶のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりません。「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

⑴介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額１８万円未満の方)
⑵介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方
⑶新たに制度に加入された方の半年の期間

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。
※国民健康保険料(税)の口座振替は自動継続されません。再度、住民課戸籍保険グループへお申し出ください。

■問い合わせ先
北海道後期高齢者医療広域連合　☎０１１－２９０－５６０１　もしくは　住民課 戸籍保険グループ

年金相談のご案内
（完全予約制）

★開設日時：**７月２５日㈫ 10時～12時・13時～15時**　★相談場所：江差町役場
★予約締切：開設の４営業日前まで（土日祝除く）
★予 約 先：江差町役場 健康推進課 国保医療係　☎0139-52-6725